



金 沢 市 公 報

号外第 3 5 号の 2

平成24年(2012年) 11月26日

〒920 8577

金沢市広坂 1 丁目 1 番 1 号

発行所 金 沢 市 役 所

目 次	ページ
議会規程	
金沢市議会議員証規程	(議会事務局) 1

議 会 規 程

金沢市議会議員証規程をここに公布する。

平成24年11月26日

金沢市議会議長 苗 代 明 彦

●金沢市議会規程第 2 号

金沢市議会議員証規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、金沢市議会議員証 (以下「議員証」という。) に関し、必要な事項を定めるものとする。

(交付)

第 2 条 議長は、金沢市議会議員 (以下「議員」という。) に対し、議員証 (別記様式) を交付する。

(譲渡等の禁止)

第 3 条 議員証は、他人に譲渡し、若しくは貸与し、又は不正な目的に使用してはならない。

(再交付)

第 4 条 議員は、議員証を紛失し、若しくは著しく汚損し、又は議員証の記載事項に変更があったときは、直ちに議長に届け出て、その再交付を受けなければならない。

(有効期間)

第 5 条 議員証の有効期間は、発行の日から議員の任期満了の日までとする。

(返還)

第 6 条 議員は、議員証の有効期間が終了したとき又は議員の身分を失ったときは、直ちに議員証を返還しなければならない。

附 則

1 この規程は、平成24年12月 1 日から施行する。

2 金沢市議会公印規程 (昭和41年議会規程第 2 号) の一部を次のように改正する。

第 3 条を第 4 条とし、第 2 条の次に次の 1 条を加える。

第 3 条 事務処理の便宜上、公印の印影を印刷することが適当であると認められる文書については、その公印の印影を当該文書とともに印刷して公印の押印に代えることができる。この場合において、印影の寸法を拡大し、又は縮小して印刷することができる。

別記様式 (第 2 条関係)

(表)

金 沢 市 議 会 議 員 証	
写 真	第 号
	ふりがな 氏 名
	生年月日
	住 所
発行年月日	
年 月 日	
有効期限	金沢市議会議長
年 月 日	印

(裏)

(この欄には、議員証の取扱いについての注意事項等を記載すること。)

平成24年(2012年)11月26日 印刷
平成24年(2012年)11月26日 発行
定価 120円

発行人 発行所 印刷所
石川県金沢市玉鉾 4 丁目 166 番地

金 沢 市
金 沢 市 役 所
(株) 共 栄